

電子契約の概要

ガス水道局総務課

1 電子契約とは

現在、書面（紙媒体）の契約書で締結している契約を、インターネットを利用した電子データによる契約書で契約を締結するもの。

ガス水道局においては、契約書の印刷・製本や、押印、郵送などの作業が不要になり、業務の効率化とコストの削減を図ることができる。

また、事業者においても、契約書への押印や、収入印紙の添付が不要になり、返送も不要となることから、業務の効率化とコストの削減を図ることができる。



2 紙の契約書と電子契約の主な違い

| | | 紙の契約書 | 電子契約 |
|------|--------|--------|---------------|
| 形式 | | 紙の書面 | 電子データ |
| 証拠能力 | 押印 | 印鑑と印影 | 電子署名 |
| | 本人性の担保 | 印鑑証明書 | 電子署名書※ |
| | 完全性の担保 | 契印・割印 | タイムスタンプ |
| 事務処理 | 送付 | 郵送又は持参 | インターネット通信 |
| | 保管 | 書棚 | 電子契約サービスのサーバー |
| | 収入印紙 | 必要 | 不要 |

※令和3年1月の地方自治法施行規則改正により、電子証明書を必要としない、事業者署名型（立会人型）の電子契約の締結が可能となった。